

平成 28 年度二国間クレジット制度資金支援事業のうち設備補助事業 ～これまでに寄せられた質問への回答～

最終更新：平成 28 年 4 月 15 日

4 月 13 日に開催した公募説明会における質疑・応答を追加しました。合わせて一部の Q&A の内容について**朱書き**で修正を加えています。

- 【1. 公募全般】 1-2, 1-3
- 【2. 補助対象事業】 2-13 ~
- 【3. 補助対象者の要件】 3-4
- 【4. 補助対象経費・利益排除】 4-5, 4-23 ~
- 【5. 審査】 5-1, 5-2, 5-4, 5-5
- 【6. 応募方法・提案書類】 6-4
- 【8. 取得財産の管理・返還義務】 8-3, 8-10, 8-12, 8-18 ~
- 【9. JCM 制度・方法論・MRV】 9-10 ~
- 【10. JICA 等連携事業】 10-5 ~
- 【11. その他】 11-1, 11-2, 11-7

【1. 公募全般】

- Q1-1: 1 件当たりの規模のイメージ、上限の有無について伺いたい。
A1-1: 1 件当たりの規模は定めていませんが、補助金ベースで 5 千万円を超え、10 億円を超えない規模が望ましいと考えます。なお、予算額は、3 年の国庫債務負担行為 67 億円ですが、総予算額を超えないようにご配慮願います。
- Q1-2:** 「平成 27 年度リープフロッグ型発展の実現に向けた資金支援事業」では設備補助と JICA 等連携との 2 種類があったが、本年度の基本的な変更点について伺いたい。
A1-2: 昨年度は設備補助とは別途に JICA 等連携の公募を行いました。本年度は設備補助事業に JICA 等連携事業も含まれます。
JICA 等連携事業で応募される場合、昨年度と同様に応募者は採択審査委員会への出席が求められるなど、審査方法について設備補助との違いはありますが、それ以外については**事業の実施スケジュール**(最長 3 年)を含めて基本的に設備補助と同様です。
- Q1-3:** 採択予定件数はあるのか。
A1-3: 特に想定していません。**予算の範囲内で採択します。**
- Q1-4: 二国間クレジット制度に係る案件組成事業や実現可能性調査委託業務を経ずに、直接設備補助に応募することは可能か。
A1-4: 可能です。
- Q1-5: 今回の公募について、優先対象国はどのようなのか。
A1-5: 現在の JCM 署名国 16 か国と、署名することに関する覚書が締結されたフィリピンを加えた計 17 か国を優先対象国とします。なお、その他の国については、直近での署名及び署名に関する決定を行う予定はありませんが、相手国との交渉状況により追加される可能性はあります。
- Q1-6: 事業実施の経理処理に関するマニュアルは配布されるのか。
A1-6: 採択内示を受けた事業者を対象に行う交付申請・事務処理に関する説明会を実施する際に、説明資料を配布します。
- Q1-7: 来年度から開始する二ヶ年事業は今年度応募可能か。

A1-7: 本年度中に開始する事業で、本年度に工事費又は設備費の発生が見込まれる事業が応募の対象となります。

【2. 補助対象事業】

Q2-1: 設備投資資金の調達方法として、当社単独による資金調達ではなく、国内、または海外現地企業と共同出資で特別目的会社(SPC)を設立することに問題はあるか。

A2-1: 問題ありません。ただし、代表事業者は日本法人に限られます。

Q2-2: 固定価格買取制度(FIT)を活用する事業について交付規程第17条に留意事項が記載されているが、FITによらない売電事業であれば、設備補助事業として応募可能か。

A2-2: FITに基づく売電事業であるからという理由で特段不可となることはありません。ただし、交付規程に記載の通り、補助事業者が事業を実施しようとする国において、FITが既に施行され補助事業に適用される場合、当該国政府と日本国政府間協議を踏まえ、補助金交付の可否を決定するとしています。また、補助金交付が決定された場合、当該国の固定価格買取制度に設備設置費用が含まれている場合、当該部分を減額する場合があります。

Q2-3: 設備補助事業は、エネルギー起源CO₂以外のGHG排出削減量がメインとなるような案件(例えば、準好気性埋立地の導入など)についても、応募可能か。

A2-3: 導入する設備(システム)によるエネルギー起源CO₂排出削減を実現し、削減量を特定できることが必須です。従いまして、エネルギー起源CO₂以外のGHG排出削減だけでは認められません。導入する同一の設備(システム)によりエネルギー起源CO₂以外のGHG排出削減を提案することは問題ありません(Q5-3及び採択審査基準参照)。

Q2-4: 低炭素型の車両(電気自動車等)の導入は、本設備補助事業の対象となり得るか。対象となる場合、不特定多数のユーザーに一般販売することは可能か。

A2-4: 本設備補助事業の対象となり得ます(低炭素型車両は、経費の費目のうち機械器具費に該当します。)。ただし、車両の所有者及び使用者を特定し、エネルギー起源CO₂排出削減量の定量化、法定耐用年数間のMRV報告と財産保全管理が前提となります。また、全ての車両の所有者及び使用者をコンソーシアムに入れることが必須となります。以上のことから、不特定多数のユーザーへの一般販売は本事業においては難しいと考えます。

Q2-5: 補助率の上限が50%より下がる場合はあるのか。また、補助率が決定されるのは、どのタイミングか。

A2-5: 採択前に、上限補助率を下げる場合があります。具体的には、同一国にて類似技術を用いた資金支援案件が既にある場合、2件目~4件目の案件の補助率を40%、5件目以降を30%とします(詳細は公募要領の別添2参照)。また、Q5-1の費用対効果の目安やQ5-2の投資回収年数に適合しない場合は、補助率や補助対象経費の調整をする場合があります。また、これらに関わらず、予算額の制約がある場合にも、補助率や補助対象を協議させていただくことがあります。

Q2-6: EMS(energy management system)などの間接的にエネルギー起源CO₂排出削減に寄与するシステムは対象機器とならないのか。

A2-6: システムの設定条件により削減効果変動することから、エネルギー起源CO₂排出削減量の算定には困難を伴いますが、定量的なMRVが可能と判断された場合において、対象機器となります。

Q2-7: 国際コンソーシアム内にリース会社が入って事業を行う場合、リース会社も利益排除の対象となるのか。

A2-7: コンソーシアム内の企業は全て利益排除の対象となり、財産の譲渡等によって利益を得ることはできません。なお、リース契約を行うことは、耐用年数期間使用することを前提

に認められます。

- Q2-8: 燃料製造設備系案件の場合、製造された燃料を不特定多数に販売することは可能か。
A2-8: 同一国内で化石燃料の代替燃料として使用され、かつモニタリングを含む MRV(測定・報告・検証)手続きの実効性が担保できれば可能です。なお、燃料の販売先をコンソーシアムに入れる必要はありません。
- Q2-9: 車両燃料をディーゼルやガソリンからバイオガスに代替するために、当該車両の内燃機関(エンジン)を改造する場合、当該エンジン改造費は設備補助の対象経費となるか。
A2-9: 補助事業で採用する技術は実用化されていることが前提で、補助対象となるのは設備(ハード)導入に対する経費となりますので、改造費のうち開発的要素の含まれる労務費については補助対象外となります。補助対象の設備は「バイオマスエンジン」として計上し、必要な部品費用と工賃を合算したものとしてください。なお、Q2-8のAにあるように、全ての車両の所有者をコンソーシアムに入れることが必須という点にご留意ください。また、バイオガスに代替した場合の GHG 排出削減量(CO₂換算)が定量化できることが前提となることにご留意ください。
- Q2-10: 日本で数年間使用した設備を、現地に移設する。日本の中古設備の方が、現地の最新汎用設備よりも高効率である場合には、補助対象となるか。
A2-10: これまで採択した実績はありませんが、高効率で削減量が見込まれると判断できる設備であれば可能性はあります。その際、費用対効果が採択するに十分なものといえるのかがポイントになり、耐用年数の運転期間を踏まえても、費用対効果が他案件より優れているかどうか、設備・技術の普及展開性はどうか等を審査することになります。
- Q2-11: 高効率設備を導入することにより生産サイクル時間が短縮され、これまで1バッチだったのを2バッチ生産することが可能となり、結果的に生産量は2倍になるものの、エネルギー消費量は減っていない。このような場合でも、エネルギー起源 CO₂ 排出削減に貢献しているとみなされるか。
A2-11: 生産量当たりのエネルギー消費量は減っていることに基づき、削減効果が見込めると立証できるのであれば補助対象となる可能性はあります。
- Q2-12: CCS(Carbon dioxide Capture and Storage)は設備補助の対象となるのか。
A2-12: 対象となります。ただし、あくまでも3年以内に設備導入が完了することが必須条件となります。

【公募説明会における Q&A】

- Q2-13** 1つの工場で照明、空調及びその他機械を高効率のものにしたい場合、別々に応募書類を作成する必要があるのか。
A2-13 サイトが1ヶ所であれば、1つの応募書類で構いません。
なお、類似技術の分類によって補助率の上限が変わったり、CO₂、GHG 排出削減量の違いで費用対効果の評価も変わるため、CO₂、GHG の排出削減量についてはその技術の分類ごとに分けて記載し、経費も技術の分類ごとに公募要領様式 5(経費内訳)を作成してください。補助金交付申請額は、これらの合計金額となります。
その際、GHG 排出削減の費用対効果も技術の分類ごとに見て、5億円以上は5,000円/tCO₂換算、5億円未満は10,000円/tCO₂換算が目安となることにご留意ください。
- Q2-14** 今後6か年の計画で投資を考えているが、今年度はどのような計画で応募すれば良いか。
A2-14 今年度の公募は、平成28年度から平成30年度の間に行われる、最長3ヵ年事業を対象としており、この範囲内で運転開始するものであれば応募は可能です(経費の注意事項がありますので Q&A 1-7 も参照してください)。なお、平成31年度以降は今回の公募の対象外になるため、来年度以降同じように公募が実施される場合は、工事費又は設備費が発生する年度に別途応募してください。

- Q2-15** 複数店舗への設備導入を検討しており、対象国は3ヶ国、店舗数は数十店舗になるが、応募書類は1つにまとめて構わないか。
また、見積りはモデル店舗を決め、その金額を基に交付申請額を積算すれば良いか。それとも対象店舗の全ての見積が必要なのか。さらに、3ヵ年での店舗数は見込み値でよいか。
- A2-15 1つの応募書類で複数国を対象とすることは不可のため、対象国ごとに応募書類を作成してください。
同じ国で複数店舗ある場合で、コンソーシアム内共同事業者が1法人で、その傘下の複数店舗を対象とする場合には、1件にまとめてもらって構いません。また、導入設備の仕様、数量等が店舗によって大きく変わらないようであれば、見積りは同じものを複数店舗に適用してもらって構いません。店舗数は3ヵ年計画に基づいて応募しても構いませんが、計画の精度を上げて過大な店舗数とならないようにしてください。
- Q2-16** 設備の所有権は国際コンソーシアム内で持てるのか。メンバー間での所有に関して条件はあるのか。
- A2-16 所有権は国際コンソーシアム内の代表事業者又は共同事業者が持つ必要があります。
- Q2-17** [Q&A:Q2-6]では、EMS(エネルギーマネジメントシステム)導入にあたって定量的なMRVが可能であれば補助対象機器となるとあるが、「設備導入がありEMSで制御するかたち」ではなく、「EMS単体の導入」でも応募対象となるのか。
- A2-17 EMSを導入する場合、ハード(制御コントローラ等)が入ることが必須です。ソフトウェアの購入のみでは補助対象事業とはなりません。EMSについては様々なケースが考えられますので、個別にご相談ください。
- Q2-18** 導入する設備は日本製に限定する必要はなく、高効率なものであれば補助対象になるとの理解でよいか。
- A2-18 設備補助事業は日本製の設備に限定したものではなく、優れた低炭素技術等であれば構いません。Q&A11-2(WTO(世界貿易機関)の補助金協定)も合わせてご覧ください。

【3. 補助対象者の要件】

- Q3-1: 公募要領のP3に「代表事業者及び共同事業者は、特段の理由がありセンターが承認した場合を除き、補助事業として採択された後は変更することができません」とあるが、共同事業者が新たに増える(国際コンソーシアムを構成する事業者が増える)、といったケースでも許可されない可能性はあるか?例えば、「採択された」という確約がされたら事業参画を検討する、という企業や、特別目的会社(SPC)を今後設立する場合はそのSPCも後で国際コンソーシアムに加える必要があるかと考える。こうした変更も「共同事業者の変更」とみなされるか。
- A3-1: 変更は可能ですが、追加が想定される事業者については予め提案時から記載されていることが望ましいと考えます。交付決定後の事業の申請内容の変更に伴うメンバーの削除、追加の場合には、「変更交付申請書」の提出が必要となります(交付規程第6条)。なお、代表事業者の変更(名称変更を除く)は認められません。
- Q3-2: 補助金の対象者は申請する国際コンソーシアムの代表事業者であることとなっているが、『国際コンソーシアム』の定義を明示いただきたい。設備補助事業において、現地に特別目的会社(SPC)を設立して、その会社に現地カウンターパートと共同で出資し、現地カウンターパートとの株主間協定は結ぶが、実際にはコンソーシアムを組成するわけではない場合、「国際コンソーシアム」をどのように解釈したら良いのか。
- A3-2: 交付規程第3条第1項に「国際コンソーシアムとは、日本法人と外国法人等により構成され、事業を効率的に実施する組織」という規定があります。特別目的会社(SPC)が、外国法人として代表事業者とともに国際コンソーシアムを組成するのであれば、当該規定に即していることとなります。

- Q3-3: 国際コンソーシアムを設立する場合、代表事業者の定義として、プロジェクトへの最大出資者であることが必要なのか。それともプロジェクトを率いれば良いのか。途上国によっては、外資規制等で50%以上出資できない場合もある。
- A3-3: 代表事業者が最大出資者である必要はありません。公募要領に記載している代表事業者の要件を満たしていれば、代表事業者となり得ます。

【公募説明会における Q&A】

- Q3-4: 相手国政府(中央政府の省)が共同事業者となることは可能か。また当社の現地法人と相手国の政府(省)が設立する特別目的会社(SPC)が共同事業者となることは可能か。
- A3-4: 相手国の政府(中央政府の省)が共同事業者になることは出来ませんが、国営会社、地方自治体であれば問題ありません。またSPCが共同事業者になることは問題ありません。

【4. 補助対象経費・利益排除】

- Q4-1: 補助対象となる設備の範囲を、教えてほしい。例えば、補助対象外の設備として、「エネルギー起源CO₂排出削減に寄与しない周辺機器」があるが、寄与しないという判断方法はどのようなものか。大型プラントの場合、どのように切り分けるのか。
- A4-1: 個別の事業で異なるため、これまでのJCM設備補助事業及び国内で実施してきた補助事業の実績をもとに、提案書や交付申請書に記載されている設備等を審査していきます。

- Q4-2: 複数の設備を、全て本年度内に導入予定だが、導入月が異なる場合、経費内訳書の明細は分ける必要はあるか。
- A4-2: 本年度内であれば、実施月ごとに分ける必要はありません。

- Q4-3: インドネシアの場合、Import Taxが発生するが(現地調達でない設備機材を輸入した場合)、「別表1経費費目の細分について」のどこに計上すればよいか。
- A4-3: 区分の工事費の費目の本工事費、又は設備費に計上してください。細目の記載は不要です。

(積算内訳の例)

設備機器費……円
 設備機器運搬費……円
 設備機器輸入税……円

- Q4-4: 労務費単価の算出根拠について、「公募提案書作成の手引き」では個人の実績単価算出表が例示されているが、提案時にこのレベルの資料が必要か。
- A4-4: 交付申請時及び精算の際には、個人の実績に基づいた単価算出表を提出してもらう必要がありますが、提案時には健保等級等の提出で構いません。

Q4-5: 利益排除の対象となる場合について教えてほしい。

- A4-5: 補助事業において、補助対象経費の中に**補助事業者を含む国際コンソーシアム構成員**の自社製品の調達等に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。このため、**当該構成員**自身から調達等を行う場合は、原価(当該調達品の製造原価など)をもって補助対象経費に計上します。

当該構成員の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合があります。

- Q4-6: 利益排除について、製造原価の具体的な証明方法はどうすればよいか。
- A4-6: 製造部門からの製造原価証明で可です。

- Q4-7: 国際コンソーシアム内事業者と関連のない外部会社からの物品の調達の場合、利益排

- 除の対象となるか。
- A4-7: 利益排除の対象とはなりません。
- Q4-8: 海外等における外国人の労務費の証明はどのように行うのか。
- A4-8: 労務費単価については、当該国において適正と思われる単価を用い、契約書等を添付してください。
- Q4-9: モニタリング機器は補助対象になると理解してよいのか。
- A4-9: GHG 排出削減量を定量化するためのモニタリング機器は補助対象です。
- Q4-10: 交付申請時と支払い時の為替レートが異なることにより、補助金請求金額が交付決定額を超えた場合の超過部分は認められるか。
- A.4-10: 認められません。為替リスクヘッジは事業者自ら行っていただきます。
- Q4-11: 補助事業の完了より前に経費に大きな変更があった場合の取り扱いはどうなるのか。
(例:現地事業者の変更や現地インフラ整備事業計画の変更に伴う経費の変更)
- A4-11: 完工までの間の大きな変更は交付規程第8条三項に定める「計画変更承認申請書」を提出いただきます。その場合の経費は交付決定した補助金額が上限となります。ただし、補助金額の変更及び繰越を行う場合は、交付規程第6条に定める「変更交付申請書」を提出いただきます。
- Q4-12: 利益排除に関して、メーカーである当社が社内の工場で製造したものを供給する場合、
(つまり工場から機器を購入する場合)、原価であれば利益排除を行っていると考えて良いのか。
- A4-12: その通りです。
- Q4-13: 自社の設備をコンソーシアム内の事業者へ販売する場合、実際の取引についても、製造原価で行わなければならないのか、それとも通常の市場価格(製造原価証明より高い金額)で取引してもよいのか。
- A4-13: コンソーシアム内の事業者へ販売する自社の設備が補助対象設備である場合、製造原価より高い価格でのコンソーシアム内事業者への取引は、交付規程第8条十三号に違反することになります。
- Q4-14: 精算時に製造部門からの「製造原価証明」と支払証拠資料(領収証など)の金額は同額である必要はあるか。国際コンソーシアムの他社企業に、原価を公開することを避けるために契約は市場価格で行い、精算時に原価で行うということが認められるのか。
- A4-14: 精算の際には、国際コンソーシアム内での取引は製造原価を証明する根拠資料、国際コンソーシアム外からの取引(利益排除が不要の場合)は領収書等の根拠資料が必要で、国際コンソーシアム内取引において補助金の適正な使用については、会計検査院での検査にて確認されることがありますのでご注意願います。(前問の回答参照)
- Q4-15: 応募者の判断で補助対象の範囲を狭めることはできるのか。例えば、労務費が低額の者に関しては申請しないなど。
- A4-15: 応募者が補助対象範囲を狭めて申請頂くことは、問題ありません。
- Q4-16: 保守に関わる費用(メンテナンスコスト等)は、計上できるのか。また計上できるのであればどの経費に当てはまるのか。
- A4-16: 保守に関わるコストは、補助の対象外です。
- Q4-17: 公募要領 P8 の「(3) 事業の開始にあたっての注意事項」において、契約日・発注日はセンターの交付決定日以降であることとあるが、補助金の請求に直接関わらない契約行為(補助金請求時にエビデンスとならないもの)は交付決定日より前に行ってもよいのか。
- A4-17: 補助対象として申請しないものに関しては、結構です。

- Q4-18: モニタリング機器は補助金対象とのことだが、導入機器の法定耐用年数期間中に発生するであろうモニタリング機器の校正費用は補助金対象となるか。対象となる場合、具体的にどの積算項目に計上すればよいか。
- A4-18: 補助金の精算前(設置完了前)のモニタリング機器の校正費用は対象となります。そのための費用はモニタリング機器と同様に設備費に計上してください。補助金の精算後(設置完了後)の校正費用は本補助金の対象外です。
- Q4-19: なんらかの事情で、モニタリング機器を校正することが難しく、新品への置換となる場合は、置換品の購入費用も補助金対象になるという理解でよいか。
- A4-19: 精算前に限り対象となります。この場合、置換前のモニタリング機器の購入代金は対象外です。
- Q4-20: 「提案書作成の手引き」の実績単価の算定方法について、年間総支給額、年間法定福利費に時間外手当に関するものは、含めないのか。
- A4-20: 年間総支給額には時間外手当を含めないで下さい。ただし、年間法定福利費については、4月から6月までの3ヶ月間の報酬(時間外手当含む)を元に決定される標準報酬月額などから算出されるため、時間外手当が加味されていても差し支えありません。
- Q4-21: 交付規程別表第2で事務費の割合は、4.5~6.5%とあるが、0%でも構わないのか。
- A4-21: 4.5~6.5%は事務費割合の上限値であり、0でも問題ありません(公募要領の別表1参照)。
事務費の計算例は、センターのウェブサイトに掲載している「公募提案書作成の手引き」を参照してください。
- Q4-22: 国際コンソーシアム内の事業者から機器を導入する場合、保険、運賃、関税は補助対象となるのか。
- A4-22: 貨物海上保険、運賃、関税は補助対象です。

【公募説明会における Q&A】

- Q4-23: 交付決定日前の仮契約等に基づく調達も補助対象外となるのか。
- A4-23: 交付決定日前に本契約を結んだ場合は補助対象外となりますが、仮契約であれば問題ありません。
- Q4-24: 国際コンソーシアム内での取引は利益等排除の対象になるとのことだが、現地共同事業者に発注する場合、どのような見積書を取り付ければよいか。「公募提案書作成の手引き」P.28で示されている見積書の例に沿って教えてほしい。
- A4-24: P28の見積書において一般管理費も補助対象の場合、一般管理費を含む全ての経費を原価に基づき積算した見積書が必要です。
- Q4-25: 設備の発注は交付決定後とのことだが、応募段階では発注先が決まっていない場合、最も採用の可能性が高い事業者からの見積書、またその見積り金額に基づく排出削減の費用対効果を算出すれば良いか。その後、交付申請の時点で1社に絞り込んでいけば良いか。
- A4-25: 応募段階で見積書が複数ある場合は、最も適正な価格の見積書を使用してください。また、事業を開始してから見積書の取り直し等を行った場合は、事業完了時の精算の際に当該見積書を提出してください。
- Q4-26: 補助対象外で自社製品の調達を行う場合も利益排除の対象となるのか。
- A4-26: 補助対象外であれば利益等排除の対象とはなりません。
- Q4-27: 為替予約をした場合、精算の際にはTTSではなく為替予約のレートで支払った金額を補助対象経費として計算することは可能か。
- A4-27: 可能です。その際は、送金記録等に加え、為替予約の約定書も添付してください。

【5. 審査】

- Q5-1:** 事業の費用対効果について何か目安はあるのか。
A5-1: 事業の費用対効果は、以下を審査項目として確認します。
費用対効果算定方法：
GHG 削減コスト [円/tCO₂ 換算] = 補助金額[円] ÷ (GHG の年間排出削減量 [tCO₂ 換算/年] × 耐用年数 [年])
GHG 排出削減に係る補助金額の費用対効果は、補助金額 5 億円以上の案件は 5 千円/tCO₂ 換算以下、5 億円未満の案件は 1 万円/tCO₂ 換算以下であること等を目安とします(温室効果ガス削減量は、その計算方法に依存し、また必ずしも計画段階の想定削減量の実現するとは限らないため、費用対効果の**目安**は絶対的なものではありません。また、削減量の計算方法について変更を依頼する場合があります。)。
減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和四十年三月三十一日大蔵省令第十五号)の別表第一 機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表及び別表第二機械及び装置の耐用年数表を参照
- Q5-2:** 事業の投資回収年数について何か目安はあるのか。
A5-2: 事業の投資回収年数は、以下を審査項目として確認します。
投資回収年数：
「(補助対象経費支出予定額 - 補助金額) ÷ 年間の運転費用削減額」または
「(補助対象経費支出予定額 - 補助金額) ÷ (年間収入 - 年間運転費用)」
投資回収年数については、3年以上を目安とします。
・投資回収年数についても、その計算方法に依存することや計画段階の想定が実現するとは限らないため、**投資回収年数の目安**は絶対的なものではありません。
- Q5-3:** 審査項目の GHG 排出削減に係る費用対効果の対象は、エネルギー起源の CO₂ か、GHG 全体か。
A5-3: エネルギー起源の CO₂ と GHG 全体の両方です。なお、GHG 排出削減に係る補助金額の費用対効果は、補助金額 5 億円以上の案件は 5 千円/tCO₂ 以下、5 億円未満の案件は 1 万円/tCO₂ 以下であることを目安としています。
- Q5-4:** 公募要領によると、提出書類に基づく書面審査を行い、当該審査を通過した提案者に対してヒアリング審査を行いますとあるが、どのような質問がでるのか。ヒアリングへの出席者を考える際の参考としたい。
A5-4: ヒアリングでは、各審査項目に関し、**応募書類**の詳細について確認を行うので、代表事業者の出席は必須ですが、共同事業者、設備メーカー、方法論開発協力者が同席されても構いません。

【公募説明会における Q&A】

- Q5-5** 1 サイトで 4 つの技術を導入するということで応募した場合、そのうち 2 つのみ採択されることもありうるのか。
A5-5 ご指摘のような場合もあります。

【6. 応募方法・提案書類】

- Q6-1:** 当社が代表事業者、現地事業者が共同事業者となる場合、国際コンソーシアム内での程度申請内容を共有しなければならないのか。現地事業者に申請内容を承認してもらう必要があるのか。
A6-1: 通常のビジネスを実施する程度(通常であれば開示しないようなものは、開示しない等)で行って頂ければ問題ありません。全ての内容について現地事業者の承認は当方からは求めません。

- Q6-2: 共同事業者の定款は現地の言語で書かれているものしかないが、それでもよいか。
A6-2: 英語以外の外国語の資料については、必ず和訳を添付してください。ただし、英語であっても和訳をお願いすることがあります。
- Q6-3: 様式2の【他の補助金との関係】について、「国等の補助金等(固定価格買取制度を含む)への応募状況等を記入する」とあるが、当社は国内で太陽光発電事業を数多く行っており、国内のIPP事業者としての固定価格買取制度の活用についても記載が必要と
言うことか。
A6-3: 提案する事業についてのみ、日本の他の補助金、及び事業を行う国における補助金等への応募及び交付状況等(固定価格買取制度を含む)について記載してください。
- Q6-4: 応募時には、国際コンソーシアム協定書の提出は必須か。
A6-4: 応募時には未署名の協定書案及び協定書に関する詳細書類等(協定書締結に向けた調整状況を説明する覚書等の根拠資料など)を提出してください。採択後の交付申請時には署名済の協定書を提出が必須となります。なお、JICA等連携事業に係る提案で、~~国際コンソーシアムを形成しない場合は、国際コンソーシアム協定書に準ずる協定書(Memorandum of Understanding等)案を提出してください。~~ JICA等連携事業も設備補助事業と同様です。
- Q6-5: 国際コンソーシアム協定書の内容は任意のものであるとの理解でよいか。必ず含まなければならない項目などはあるか。
A6-5: 原則センターのウェブサイトに掲載しているひな形に沿った内容としてください。なお、提案書には、応募者側で必要と判断した条文も含めた協定書案を添付してください。
- Q6-6: 応募様式2に「プロジェクト全体の事業性」を記入する箇所があるが、当社が検討している事業(廃棄物処理・発電事業)は、日本の廃棄物処理事業同様、税金により運営される公共事業であり、利益を生むような事業ではないため、IRRを算出することができない。その場合、何か別に提出する書類などはあるか。
A6-6: 事業実施における想定支出・収入の内訳を明記したうえで、事業を継続的に実施可能であることが客観的にわかるような説明を記載ください。またその説明を担保できる資料等がある場合には、それらを添付ください。
- Q6-7: 応募書類にある事業目論見書とは、どのような内容を想定しているか。
A6-7: 通常事業を行う際に作成する事業内容、期間、予算などの具体的な内容を記載した書類を想定しています。社内で作成しているものがあれば、そのまま提出していただければ結構です。
- Q6-8: 「補助金交付申請額」の金額は税抜表示でよいか。消費税および地方税相当額はゼロでよいか。
A6-8: 消費税仕入税額控除のルールにより、消費税申告時に支払消費税は差引きされるので、ほとんどの応募者は消費税および地方税相当額は0円で申請いただくこととなります(ただし、消費税及び地方消費税が課税されない団体及び、消費税法の特例による免税事業者等を除きます)。

【7. 補助金の支払い】

- Q7-1: 三年間の事業が設計できるとのことだが、中間払いは申請できるのか。できる場合、何を証明すれば支払ってもらえるのか。
A7-1: 全額を最終年度に精算払いするのではなく、年度ごとに請求書、領収書等を確認の上、出来高を概算払います。
- Q7-2: 国際コンソーシアムに関して、補助金を受ける入金口座は日本法人が作る口座が良い

- のか、JV 会計のようなものが必要になるのか。
- A7-2: 補助金の入金に関しては、国際コンソーシアムの代表事業者の口座をご準備下さい。
- Q7-3: 公募要領 P7 の「補助金の支払い」において、補助金の支払いは報告を受けた翌年度の 4 月 30 日までにその実績額に応じた額の概算を支払うとあるが、単年度事業で早期に事業が完了し所定の報告を行った場合、翌年度の 4 月を待たずに支払いを受けることは可能か。
- A7-3: 早期に事業が完了する場合は可能です。
- Q7-4: 代表事業者に補助金が交付されてからの、課税リスク、海外への送金方法を教えてほしい。
- A7-4: 補助金が交付されてからの資金については、原則、弊財団では関知いたしません。事業者の責において、適正にご対応ください。

【8. 取得財産の管理・返還義務】

- Q8-1: 取得財産の処分が制限される期間は法定耐用年数なのか。
- A8-1: その通りです。
- Q8-2: モニタリング期間が、日本の法定耐用年数となっているが、パートナー国によっては、使用環境・条件が異なるため、期間を考慮いただけないか。
- A8-2: 交付規程に基づき、日本の法定耐用年数を適用する必要があります。
- Q8-3:** ESCO 事業は収益納付の対象となるのか。
- A8-3: **ESCO 事業の他、売電事業及び熱供給事業を対象とした収益納付は必要ありません。**
- Q8-4: 応募書類にある代表事業者届出書は必須の書類か。もしくは、センター・環境省と相談の上表現を変更することは可能か。本補助事業に対して、日本企業が責任を持つことは重々承知しているが、不可抗力や政変などを含め、故意ではなく、意図しないところで、共同事業者における違反等の事情が生じる可能性を懸念している。
- A8-4: 代表事業者届出書は代表事業者を明らかにするための必須提出書類であり、設備補助事業の国際コンソーシアムの代表として届け出るもので、様式の変更は不可です。日本国政府の補助金を投入する事業である以上、日本法人(代表事業者)の責により事業を行うことや、共同事業者における交付規程違反等に係る返還義務を負っていただくことを求めている点に、ご理解願います。
- Q8-5: 補助事業完了後も、現地財産を引続き所有・運営することは出来るか。出来る場合、現地財産に環境省補助事業である旨を記載すれば補助金部分を返還しなくてもよいのか。
- A8-5: 設備が導入され補助事業が完了した後、国際コンソーシアム内の事業者が法定耐用年数の間、当該設備を所有した上で、運営・モニタリングを行う必要があります。なお、法定耐用年数が経過した後も引き続き設備を所有・運営することは可能で、その場合、当該設備に係る補助金の返還義務はありません。
- Q8-6: 日本の法定耐用年数のモニタリング期間を過ぎた後の導入機器の取り扱いはどうなるのか。
- A8-6: 日本の法定耐用年数を過ぎた導入機器は、善良な管理者としての注意義務を踏まえ、事業者にてその取扱いを判断していただきます。導入設備の使用を継続される場合は、クレジットの発行も引き続き可能です(義務ではありません)。なお、法定耐用年数を過ぎた分のクレジット発行がなされた場合にも、クレジットの 1/2 以上を国に納付していただきます。
- Q8-7: 他の金融機関等からの融資と並行で行う場合、補助金対象施設・機器への抵当権の設

- 定についての基準はどうなっているか。
- A8-7: 担保に供することは財産処分に該当することになりますので、あらかじめ「財産処分申請書」をセンターに提出し、承認を受ける必要があります。
- Q8-8: 二国間合意に変更(気候変動の国際枠組みの変更、それに伴う合意の取り消し等)があった場合、または事業者の責務でない不可抗力によって生じた変更の場合、支払われた補助金の返還の必要性は生じるのか。
- A8-8: センターの承認を得れば、補助金の返還義務はありません。ただし、センターの承認を受けずに設備の売却処分等を行った場合は、「環境省所管の補助金等に係る財産処分承認基準」に従い、返還義務が生じます。
- Q8-9: 交付規程の第15条1項四号で、「天災地変その他補助金の交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合その他の理由により補助事業を遂行することができない場合(補助事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。)」とあるが、これは、天災地変が理由であっても返還請求される可能性があるということか。
また、「補助事業者の責に帰すべき事情による場合を除く」とは事業者の事情で事業が遂行されない場合は返還義務が発生しない、ということか。
- A8-9: 天災地変の具体的な内容を踏まえて、補助金を返還していただくかを個別ケースごとに判断します。
また、補助事業者の責に帰すべき事情により事業が遂行されない場合は、当然ながら返還義務が発生します。
- Q8-10: 設備導入後クレジットが発行された結果、応募時点や交付申請時点よりGHG(CO₂)排出削減量が低い数値となった場合、補助金の返還義務は発生するのか。
- A8-10: 当初想定されたGHG(CO₂)排出削減量より小さくなる可能性はありますが、その場合には補助金の返還義務は発生しません。ただし応募段階でGHG(CO₂)排出削減量の推計方法(すなわち方法論案)をよくご検討いただき、出来る限り適切な排出削減量が推計できるようにしてください。
- Q8-11: 取得財産の管理について、提案段階で国際コンソーシアム内の事業者に予め移譲することが決まっている場合は、どうなるのか。
- A8-11: 国際コンソーシアム内の共同事業者への譲渡(又は貸付)は可能ですが、申請手続きが必要であり、取得財産等の譲渡等によって収益を上げてはいけません(交付規程第8条十三項参照)。
- Q8-12: 「モニタリング期間=設備法定耐用年数」となっているが、導入する設備を稼働する期間は最低でもモニタリング期間までということか。
たとえば天然ガスを使用する設備導入を想定した場合、天然ガスの価格動向を15年先まで読むことは非常に困難であり、想定を超えた価格の高騰によっては、設備の稼働を継続することが出来なくなる場合がある。
仮にこのような状況となり、導入した設備の稼働を一定期間(最悪のケースでは、その後モニタリング期間終了まで)止めた場合、補助金は返還しなければならないのか。
補助金を返還する必要がある場合、補助金全額の返還となるのか、それとも一部の返還(例えば、規定に基づいた算出額の返還)となるのか。
また、このような不確定要素に対して、例えば、「天然ガスの市況価格が USD 以上になった場合、設備の稼働を停止しても補助金の返還を免除する」として、事前に取り決めを行う等の対策は出来ないか。
- A8-12: 法定耐用年数の期間、設備の運用を行って頂きます。一時的な停止はやむを得ませんが、理由によっては、補助金返還が必要になる可能性があります。なお、経済的な理由で設備を止めるというのは、補助金返還義務が免除される理由とはなりません。各ケースによって異なるため、そのような事態が生じた際にご相談ください。財産処分納付金額については「環境省所管の補助金等で取得した財産処分承認基準の整備について」(平成20年5月15日付環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知)

(https://www.env.go.jp/kanbo/chotatsu/zaisanshobun_tsuuchi.pdf) に算定方法が記載されていますが、補助金の返還が一部又は全額になるかについても、各ケースによって異なりますので、ご相談頂いた際に判断させていただきます。

また、補助金の性質上、ご質問のような事前の取り決めはできません。

Q8-13: 仮に、経営状況の悪化や経営判断によって設備の導入を中止せざるを得ない状況になった場合、応募後であっても設備導入計画を中止することは可能か。
また、中止することが可能な場合、どの段階(補助金交付決定前、補助金交付前 etc.)であれば中止は可能か。

A8-13: そのような事態が生じないよう、応募前に関係者間によく調整ください。なお、やむを得ず事業を中止せざるを得ない状況になった場合には、速やかにセンターにご相談ください。

Q8-14: 代表事業者の責務はいつ終了となるのか。

A8-14: 公募要領に記載のとおり、補助事業完了後も、設備の法定耐用年数の期間、取得財産等が補助事業の目的に反して使用されないよう管理する責任があります。補助金返還義務は、法定耐用年数の間続きます。

Q8-15: モニタリングは法定耐用年数期間とあるが、設備の運転が停止した場合など、罰則などがあるのか。

A8-15: 一時的な場合はやむを得ませんが、工場が閉鎖する場合や共同事業者が機器を国際コンソーシアム外の事業者へ売却してしまった場合等は、補助金返還のケースとなる可能性があります。このようなリスクがあることは、ご留意下さい。

Q8-16: 事業を実施する国や地方政府などの政策や施政方針の変更等により、事業の遂行やMRVの実施が不可能となるような、一民間企業や共同事業者では対処できない事態となった場合にも、補助金の返還義務は発生するのか。

A8-16: ご指摘の事態の際であっても、返還義務が発生する可能性があります。個別にご相談ください。

Q8-17: 取得した設備は、約半分は日本政府の補助金、半分は現地プロジェクトオーナー(設備導入先)が費用を支払う場合、現地プロジェクトオーナーに100%「所有権」があるとの理解でよいのか。「所有権」の扱いについて交付規則・交付規程等のどこに明記されているのか。

A8-17: 本事業は、設備導入に対して補助金を交付するものであって、所有権の帰属は、当該設備を購入する際の売買契約等に基づくものです。補助金交付のルール上、国際コンソーシアム内のいずれかの事業者にも所有権があれば、問題はありません。ただし、補助金を交付されている以上、センターに無断で処分等はできません(補助金適正化法第22条、交付規程第15条)。違反した場合、補助金の返還請求や罰則の適用が行われる可能性があります。

【公募説明会における Q&A】

Q8-18 法定耐用年数期間中に設備が壊れ、かつ当社の判断により設備の修理に投資しない場合、補助金を返還する必要はあるのか。

A8-18 財産処分に該当し、補助金返還の対象となります。

財産処分納付金については、[「環境省所管の補助金等で取得した財産の承認基準について」\(平成20年5月15日付環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知\)](#)を参照してください。

Q8-19 共同事業者(外国法人)が法定耐用年数の途中で倒産した場合、共同事業者の子会社がその事業を引き継ぐことは可能か。

A8-19 可能です。

- Q8-20** ボイラーの日本の法定耐用年数は17年(注)であるが、途上国でのボイラーは数年で更新しなければならないケースがある。現地の事情を考慮し、財産処分に該当する場合でも補助金返還の免除の対象とならないのか。
- A8-20 設備補助事業は日本の補助金制度が適用されるため、事業を実施する国の耐用年数ではなく、日本の法定耐用年数が適用されます。個別に現地の事情を考慮することは出来ません。
- (注)法定耐用年数は、導入設備に固有の年数ではなく、導入する施設の業態により異なることにご注意ください(例:ボイラーが「食料品製造業用設備」として使用される場合は10年、「ゴム製品製造業用設備」の場合は9年、など)。

【9. JCM制度・方法論・MRV】

- Q9-1: 方法論作成について、事業者自ら開発しない場合、どのような情報提供の協力が必要なのか。
- A9-1: 専門のコンサルタントに作成依頼することも可能ですが、その場合事業者には、コンサルタントに対して事業内容の詳細情報、ホスト国におけるデフォルト値を把握するための参考情報の提供等で協力していただきます。
- Q9-2: 平成27年度よりMRV実施期間が法定耐用年数までと延長となっているが、この背景は何か。また、法定耐用年数について、例えばLEDランプは照明器具であれば15年だが、ランプ自体の寿命は約13年(60,000時間に対し12時間/日の運用)である場合においても、MRV実施期間は15年間となるのか。
- さらに、調光制御システムなど法定耐用年数の異なる別の設備を組み合わせる場合、MRV実施期間は、導入する設備の中で最短となる設備の法定耐用年数と考えてよいか。
- A9-2: JCM署名国から今後もJCMを続けていきたいとの声があるため、法定耐用年数をモニタリング期間としました。法定耐用年数は、個別ケースごとの状況を踏まえて設定することとなります。
- なお、取得財産の管理については、法定耐用年数が異なる場合は、各々の年数が適用されます。また、法定耐用年数は、導入設備に固有の年数ではなく、導入する施設の業態により異なることにご注意ください。
- Q9-3: モニタリング義務期間については、平成32年度までだという理解をしていたが、当社のような太陽光パネルシステムの事業の場合、法定耐用年数の17年が義務期間になるのか。
- A9-3: モニタリング期間は、平成27年度から変更した点の1つです。平成26年度までは平成32年度までとしていましたが、2020年も目前であり、JCM署名国から今後も続けていきたいとの声もあるため、法定耐用年数をモニタリング期間とします。ただし、Verification(検証)は毎年実施することは想定していません。登録後1年以内に1回、2020年に1回、2030年に1回、後はまとめて1回というように、出来るだけ負担の少ない方法を模索していきたいと考えています。
- Q9-4: JCMの手続きに関して、PDDの作成、Validation(妥当性確認)、Verification(検証)、クレジット申請についての費用については、事業者で用意しておく必要があるのか。
- A9-4: JCM事業では、方法論作成、プロジェクトの登録、クレジットの発行という大きく3つのプロセスがあり、事業者が各自で実施して頂いても問題ありませんが、環境省では以下の措置を準備しています。
- 方法論の作成:環境省が委託するコンサルタント会社が行います。その際、事業者には関連データ(機器のスペック等)を提供いただきます。
 - プロジェクトの登録(PDDの作成、Validation):環境省がコンサルタント会社及び第三者機関(TPEs)に別途発注し、事業者には関連データの提供と現地視察についてご対応頂きます。
 - クレジット発行の際に必要なモニタリングに関しても、環境省がコンサルタント会社

に初回のモニタリングレポートの作成を発注、第三者検証機関(TPEs)と Verification(検証)の契約を行い、事業者にはモニタリングデータの提供と現地視察についてご対応頂きます。現在のところ、2回目以降の検証費用を環境省が負担する方針はありませんが、検証の毎年実施を求めることはしないこととしています。

これらの措置を活用しながら、事業を実施して下さい。

Q9-5: 「公募提案書作成の手引き」に例示されている国際コンソーシアム協定書(例)について、あくまで参考例であることは承知の上でお尋ねするが、第8条に運営委員会の記載があるが、具体的にどのような運営をイメージしたものか(設備導入中の運営だけでなく、MRV 期間中の運営も含めたものを意図しているのか。)

A9-5: 運営委員会は設備導入の設計・設置だけでなく、法定耐用年数の間についても設備を適切に運用管理し、MRV を行っていくためなど、公募要領にある共同事業者の責務事項について、事業者間で連携して役割分担をスムーズに行うための運営をイメージしています。

Q9-6: 公募要領に国際コンソーシアム構成員の責務として、「設備の法定耐用年数の間において毎年度、センターあるいは環境省に報告する」とあるが、モニタリングの実施だけでなく、センターまたは環境省への報告も、毎年度実施する必要があるのか。それともクレジット発行申請と同様に複数年分をまとめて報告することで構わないのか。

A9-6: モニタリングを実施し、その結果を「事業報告書」に記載の上、毎年度ご提出・報告ください(交付規程第16条)。なお、当該報告の際に Verification(検証)は不要です。

Q9-7: JCM クレジットは、日本国内でどのような使用方法があるのか。

A9-7: 以下の方法が可能です。

温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度での排出量調整
カーボン・オフセット等への活用

Q9-8: 補助率が 1/2 より下がった場合でも、日本国政府に発行量の 1/2 以上のクレジットを納付しなければならないのか。

A9-8: 1/2 以上のクレジットを納付いただきます。補助率=クレジットの政府への納付率ではありません。

Q9-9: 専門性の高い設備機器は種類が少なく、リファレンスの設定が難しい。

A9-9: パートナー国での競合技術を調査するなど適切にリファレンスを設定いただくことになります。

【公募説明会における Q&A】

Q9-10 JCM クレジットの扱いについて、現行の制度では 1/2 以上を日本政府に納入することになっているが、例えば、日本政府に 6 割、民間企業に 4 割配分される場合、民間企業分は自社目標の達成に充当、あるいは他者への販売が出来るのか。

A9-10 民間企業に配分されるクレジットは、「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」の調整後温室効果ガス排出量の算定に使用したり、カーボンオフセットに使用したりすることも可能です。

発行されたクレジットは日本の JCM 登録簿に計上され、その登録簿に口座を持つ他の事業者へ販売することも可能です。

Q9-11 国際コンソーシアムの代表事業者の責により、設備の購入・設置・試運転を行うとあるが、代表事業者自身が行うのではなく、共同事業者が購入して代表事業者が監督することでも良いのか。

A9-11 問題ありません。

Q9-12 クレジットの 50%以上を日本政府に納入するための配分比率は、相手国と日本政府の間で決められており、民間企業が相手国政府と交渉する必要はないという理解でよい

- か。
- A9-12 クレジットの配分比率については、日本とパートナー国側の貢献を勘案して、プロジェクト参加者間で決定することになります。ただしクレジットの配分比率について高い関心を持つ相手国があるため、相手国政府からプロジェクト参加者である民間企業に対して説明が求められる可能性があります。設備補助事業の採択案件に関して、民間企業が希望される場合は、環境省に個別にご相談下さい。
- Q9-13** 排出削減量の算定方法について、既存の導入設備ではリファレンス排出量とBaU排出量が同じ場合、あるいはリファレンス排出量がBaU排出量を超える場合が想定される。この場合でも、リファレンスとプロジェクトの差で求めるということが良いのか。
- A9-13 現在使用している設備がBaU、新規に導入される通常の汎用品をリファレンスとし、高効率の設備をプロジェクトとして、リファレンスとプロジェクトの排出量の差分が排出削減量となるとお考えください。
- なお、JCM方法論では、リファレンスは、BaUより効率が良いものを設定しますので、負荷条件が同じであれば、リファレンス排出量がBaU排出量を超えることはないと考えます。

【10. JICA等連携事業】

- Q10-1: 「JICA等」とあるが、アジア開発銀行と国際協力機構以外の、国際協力銀行(JBIC)や日本貿易保険(NEXI)、その他海外の機関との連携も提案可能であるのか。
- A10-1: 基本的には国際業務ができる政府系金融機関を想定しており、JICAの投融資以外には、JBICの出資・融資と連携するプロジェクトを想定して「JICA等」とさせて頂いています。NEXI(貿易保険)との連携については今のところ想定していません。
- Q10-2: 対象案件は、「JICA等の海外投融資等の資金協力/投資金融等」と記載があるが、ODA案件も対象になる可能性はあるか。その場合、何か条件などあるか。
- A10-2: 本事業の連携対象としては、JICAの海外投融資事業をはじめとするODA事業とJBICのプロジェクトファイナンス等(非ODA)を想定しています。ODA事業には、より譲許性の高い無償資金協力事業や円借款事業を含みます。ただし、ODA事業との連携の場合には、プロジェクト全体を本補助金対象部分とその他ODA事業でまかなわれる部分とに明確に分離する必要があります(例えば太陽光発電とディーゼル発電とのハイブリッドシステムによる系統連系事業の場合、太陽光発電システムは本補助事業部分で、ディーゼル発電機と送電線はODA部分。また、新空港を建設し空港ターミナルを対象にESCO事業を実施する場合、新空港建設部分はODA、空港ターミナルESCO事業部分は本補助事業部分)。
- Q10-3: JICA等連携事業として応募する場合、JICA側での手続きや決定等はどの程度進んでいる必要があり、どのような書類が必要になるのか。
- A10-3: 特定の書類が必要ということではなく、手続きが進んでいることが確認出来る資料が提出されれば問題ありません。
- Q10-4: 平成28年度からJICA等連携事業の補助事業期間も設備補助同様3年間以内に終了する必要があると記されているが、工事が遅延し、補助事業期間が延びた場合は、補助金を返還する必要があるのか。
- A10-4: 設備補助、JICA等連携事業のいずれにおいても天災地変といった不可抗力が生じない限り、期間内に補助事業を終了して頂く必要があります。そのような理由によらず期間を超えてしまった場合の、年度毎の概算払いの既支払額の扱いについては、別途個別にご相談させていただきます。

【公募説明会におけるQ&A】

- Q10-5:** JICA等連携事業に応募する場合、応募書類、スケジュールは設備補助事業と同じなのか。

A10-5: 本年度は設備補助事業の中に JICA 等連携事業も含まれているため、公募要領や応募様式は共通です。ただし、JICA 等連携事業の場合、センターによる審査以外に採択審査委員会での審査が必要となるため、通常の設備補助事業と比べて、採択内示が遅くなる見込みです。

Q10-6: JICA 等連携事業での応募ということは、応募書類のどこかに明記する必要があるのか。

A10-6: 様式 3 実施計画書の [8. 資金計画] の欄にその旨記載してください。

Q10-7 JBIC から融資を受ける案件について、応募の段階でローン・アグリーメントは締結しているが、採択内示後に融資が実行されないことが判明した場合は、民間からの融資や自己資金で事業を進めることになる。この場合、JICA 等連携事業にはならないが、設備補助事業として継続することは可能か。

A10-7 書類の再提出等は不要で、設備補助事業として継続して構いません。

【11. その他】

Q11-1: 日本政府からの補助金交付を受けない事業を、JCM プロジェクトとして登録することは可能なのか。

A11-1: JCM プロジェクトは日本政府の補助金が入る事業に限定されるものではありません。ただしその場合であっても、パートナー国が、自国における排出削減・吸収分に対して日本がクレジットを発行し、日本の削減としてカウントすることについて了解するための、日本としての貢献(パートナー国から見た JCM のメリット)が必要となります。JCM としての独自のメリットがない通常の商取引で優れた技術が導入されることによるパートナー国での削減分を、日本の削減分とする(JCM とする)ことについては、パートナー国の理解を得ることは難しいと考えられます。また、JCM は、低炭素技術・製品の普及による海外における温室効果ガス排出削減への貢献を単に評価する制度ではありません。なお現在の JCM においては、パートナー国からクレジットを購入することができないため、クレジットの売却益をパートナー国のメリットとして示すことはできません。

Q11-2: JCM は WTO(世界貿易機関)の補助金協定に抵触しないのか。

A11-2: 国の政策を実現する手段の一つである「補助金」は、WTO 上の協定の1つである「補助金及び相殺措置に関する協定(以下「補助金協定」という)」によりルールが定められています。補助金協定では、輸出を条件に交付される補助金と国産物品の優先使用に基づく補助金が、禁止補助金(レッド補助金)として交付が原則禁止されています。また禁止補助金以外でも、補助金の交付対象を特定企業に限定するなど特定性を有する補助金(イエロー補助金)も禁止されています。

二国間クレジット制度資金支援事業のうち設備補助事業及び ADB 信託基金事業(以下「資金支援事業」という)は、以下の理由で補助金協定に抵触しないと整理できます。

「輸出を条件に交付される補助金」ではない

補助金協定 3.1 条(a)では「輸出が行われることに基づいて交付される補助金」を禁止しています。資金支援事業は、JCM の活用を前提として途上国において優れた技術等を活用してエネルギー起源 CO2 の排出削減事業を行い、JCM によるクレジットの獲得と我が国の削減目標達成への活用を目指すもので、補助金の交付に際して「輸出が行われること」を要件としていません。

「国産物品の優先使用に基づく補助金」ではない

補助金協定 3.1 条(b)では「輸入物品よりも国産物品を優先して使用することに基づいて交付される補助金」を禁止しています。資金支援事業は、「補助対象経費」の費目ならびにその細分(別表1)の中で国産物品の優先を要件としていません。

「特定性」を有しない

補助金協定 2 条では「補助金の交付の対象を明示的に特定企業に限定している」「特定企業のみ交付される補助金」等を「特定性を有する補助金」として禁止しています。資金支援事業は、特定の企業のみ補助金を交付するものではありません。

なお補助金協定における補助金の定義として、1.1(b)において「利益がもたらされること」が規定されています。資金支援事業においては、補助金受領者は、初期投資の一部を補助金として得るものの、政府は受領者の活動によって生成された JCM クレジットの一部を取得する(補助金受領者が政府にクレジット納入すること)になっていることから、資金支援事業による補助金受領者は必ずしも「利益」を得たとは言えない側面もあると考えられます。この場合は、そもそも補助金協定に抵触しません。

- Q11-3: 現地プロジェクトオーナー(設備導入先)は、補助金の便益を享受した設備を低廉取得したことになるが、低廉取得が寄付金扱いとして課税対象になることはあるか。パートナー国の JCM 事務局や税務所管官庁はどのような見解か。
- A11-3: パートナー国における税制等については、原則当方では関知しません。事業者の責において、対応いただくことになります。
- Q11-4: 公募から交付決定まで最長で約半年かかると思われるが、プロジェクトによっては、約 2 年半でプロジェクトを完工することが難しいため、延長できないか。
- A11-4: 可能な限り事前準備いただき、期間内で補助事業が完了するように調整ください。
- Q11-5: 環境省の L2-TECH(エルツーテック:先導的(Leading)な低炭素技術(Low-carbon Technology))に設備・機器が認証された場合、JCM 設備補助応募の際に優位になると期待してよいか。
- A11-5: L2-TECH 認証された技術を用いる場合、提案書の導入技術説明において「L2-TECH 認証技術」と記載し、L2-Tech 製品認証結果通知書を添付することで、技術の優位性の説明・立証を省略することが可能です。
- Q11-6: 既存技術の組み合わせによる新たな技術は、実用化されている技術と判断してよいか。
- A11-6: 既存技術の組み合わせは補助対象になり得ますが、具体的な計画についてはセンターにご相談ください。

【公募説明会における Q&A】

- Q11-7** 公募説明会資料 6「インドネシアにおける JCM 事業・調査の実施段階での対応事項」でインドネシア JCM 事務局への訪問、説明とあるが、詳しく説明してもらいたい。
- A11-7 採択内示後に現地を訪問した際に、ジャカルタにある JCM 事務局へ立ち寄り、事業内容を説明いただきたいと思います。細かな点は記載の通りですが、環境省が JCM 事務局を訪問することはあるものの、採択内示後の事業内容の説明は基本的に事業者にお願ひしたいと考えています。
- また、インドネシア以外の国も事業の進捗状況に関心を持っているので、事業者の負担にならないようなパートナー国との情報共有方法について模索していきたいと考えています。

以上